

達 示 第 3 4 号

令和7年7月25日

札幌刑務所長 遊 佐 篤 史

自己契約作業実施細則の制定について

標記について、別紙のとおり定め、即日施行する。

なお、平成19年6月1日付け達示第30号「自己契約作業実施細則の制定
について」は廃止する。

別紙

自己契約作業実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）（以下「法」という。）第39条、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）、被収容者の余暇活動の援助等に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3325号大臣訓令）及び平成18年5月23日付け法務省矯成第3326号矯正局長依命通達「被収容者の余暇活動の援助等に関する訓令の運用について」の定めによるもののほか、自己契約作業を適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(事務の分掌)

第2条 この細則の事務は、次のとおり分掌する。

- | | | |
|---------------|---|--------------------------|
| 矯正処遇部 | 1 | 自己契約作業の許可及び取消しに関する事項 |
| | 2 | 自己契約作業の実施及び監督に関する事項 |
| 矯正処遇部
(作業) | 1 | 作業の斡旋及び契約に関する事項 |
| | 2 | 原材料、製品及び器具等の受払いに関する事項 |
| | 3 | 技術指導に関する事項 |
| | 4 | 自己契約作業代金等の請求、その他渉外に関する事項 |
| 会計課 | 1 | 自己契約作業代金等の收受及び領置に関する事項 |
| | 2 | 必要な物品の購入に関する事項 |

(作業時間)

第3条 自己契約作業の時間は、原則として余暇時間内で実施する。ただし、教育行事等の実施上必要があるときは、教育行事等を優先する。

(作業場所)

第4条 作業を行う場所は、指定された居室内とする。ただし、居室内で行うことが不相当と認められる場合は、別に指定する場所で行わせる。

(請負者との協議)

第5条 自己契約作業を許す場合には、あらかじめ、矯正処遇調整官が、作業契約を締結している契約業者の中から選定した請負者から、賃金、提供物品、損害賠償、災害補償、その他必要な事項について聴取した上で、自己契約作

業の実施に必要な事項について、協議する。

2 前項の協議結果は、文書に記録し、所長に報告する。

(告知)

第6条 矯正処遇調整官は、第5条に規定する協議等により確定した自己契約作業の円滑な実施に必要な事項を書面により請負者に対し告知する。

(出願)

第7条 被収容者が自己契約作業を願い出る場合は、自己契約作業希望願(様式1)を提出させる。

(許可の基準等)

第8条 自己契約作業は、法第92条及び第93条に基づく作業について、十分な作業量が確保され、かつ、円滑に行われている状況にあり、さらに、自己契約作業へも継続して、契約企業等から作業の提供が見込まれるような場合に実施するものとする。

2 自己契約作業の許可基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 被収容者の勤労意欲、能力その他の事情を考慮し、自己契約作業を行うことが可能であると見込まれる者であること

(2) 受刑者にあつては、法第92条又は第93条に規定する作業を行っていること

(3) 優遇区分が上位の者で、出願のあった者

(4) 当該被収容者に自己契約作業を許すことにより、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがないこと

3 次項に該当する場合は自己契約作業を許可しないこととする。

(1) 職業訓練生として受講している者

(2) 工場及び分類センター工場に出業中の者及び休養者

(3) 自己契約作業が、本人の処遇上不相当と認められる者

(契約等)

第9条 自己契約作業においては、契約書を取り交わすこととし、当該契約は、自己契約を許可された被収容者(以下「契約者」という。)から委任状を徴した上、請負者との間で契約書を取り交わす。

2 契約者は、請負者から提供を受けた物品の保管及び契約上の事項について

責任を負うものとする。

(誓約等)

第10条 契約者には、第5条に規定する協議事項に基づく自己契約作業就労心得(別紙1)を遵守することを誓約させ、誓約書(様式2)を提出させる。

2 契約者には、自己契約作業の中止若しくは変更は、処遇上その他正当な理由がない限り認めない。

(許可の取消し又は停止)

第11条 契約者が懲罰を科されたとき、その他自己契約作業を行わせることが不相当と認められるときは、許可を取り消し、又は期間を定めて停止する。

(審査)

第12条 自己契約作業の許可、許可の取消し、又は停止については処遇審査会の審査を受けなければならない。

(補助簿)

第13条 自己契約に必要な物品の受払及び賃金又は代金の出納を明らかにするため、事務担当者は、提供物品受払簿(別紙2)及び個人別生産表(別紙3)を備え、その出納を明らかにするものとする。

(賃金の請求及び差入れ)

第14条 自己契約作業に係る賃金は、毎月末に当月分を集計し、賃金請求書(別紙4)をもって請負者にその支払い額を通知する。

2 前項の賃金は、原則として翌月15日までに請負者から契約者に差入れさせる。

3 前2項にかかわらず、釈放の場合は釈放前指導までに契約を終了させ、釈放までに賃金を差入れさせ、移送の場合は移送先施設に差入れさせるものとする。

様式 1

所 長	部 長	調 整 官	統 括	担 当

自己契約作業希望願

令和 年 月 日

〇 〇 刑 務 所 長 殿

工 場 名
称 呼 番 号 第 番
氏 名 (自 署)

別に定められた自己契約作業就労条件や、決まりを承諾の上、自己契約作業を希望いたします。

様式 2

自己契約作業誓約書

令和 年 月 日

〇 〇 刑 務 所 長 殿

工 場 名
称 呼 番 号 第 番
氏 名 (自 署)

自己契約作業就労心得を遵守し、就労上の指示に従います。
自己の都合で勝手に止めたり、また、作業中他に迷惑を掛けるようなことは
しません。

別紙 1

自己契約作業就労心得

「自己契約作業」とは、1日の仕事を終えた後や、休みの日の決められた時間

に外部の人から請け負った仕事をし、賃金をもらう仕組みの事です。

刑務所では、規則正しい生活が基盤となりますが、このような「自己契約作業」

によって生活にうるおいと変化を持たせ、自由時間を無為に過ごすことをなく

し、その上出所する時の生活資金の足しにしようということから考えられた

ものです。

従って、お金もうけだけを目的として、収容生活に支障を生じさせるよう

なことは許されません。「自己契約作業」する人は、次の『きまり』をよく守つ

てください。

自己契約作業をする上の『きまり』

1 仕事の仕方

- (1) 仕事を始める時間、終える時間、仕事の手順などは、係の職員の指示に従うこと
- (2) 仕事に使う器具、材料、製品などを他のことに使ったり、他の人と勝手に貸し借りなどしないこと
- (3) 良い製品を作るよう十分気を付けて仕事をする事

(4) 不合格品については、作った人が丁寧に手直しをすること

(5) 材料や製品の受け渡しの際は、念を入れて数や品質を確かめること

2 仕事をするときの心構え

(1) 自己契約作業をしていない人のじゃまにならないよう静かに仕事をする
こと

(2) 一緒に仕事をする人達は、お互いに譲り合って仲良く作業すること

3 『きまり』が守れなかったときなど

(1) この『きまり』が守れない人や、他のことで懲罰を受けることになった
人には、この自己契約作業を中止してもらうか、やめてもらうこともあり
ますので、十分注意すること

(2) 材料、製品、器具などを傷つけたり、壊したときには、その人が弁償す
ることになるので気を付けて仕事をする事

(3) 自己契約作業の賃金について、契約相手が倒産などし、賃金の不払いが
生じたとしても、国はその責任を負うことはできないので承知しておくこ
と。